

平成 24 年度第 1 回岩手県私立学校審議会

1 日 時 平成24年 9 月21日（金） 13時～16時

2 場 所 岩手県議会 第3会議室

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

咲 間 まり子 委員 田 代 高 章 委員 久 保 榮 子 委員

佐 藤 勝 委員 大 森 紀代美 委員 今 西 界 雄 委員

横 田 禮 子 委員 工 藤 純 世 委員 荻 原 禮 子 委員

柏 眞喜子 委員 10名

〔県〕

加 藤 総 務 部 長 根子総務部副部長

大槻法務学事課総括課長 鈴木私学・情報公開課長 四戸主任主査

三上主査 木下主任 高橋主任 鈴木主事

4 欠席者 なし

5 署名委員

咲 間 まり子 委員 田 代 高 章 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○四戸主任主査 皆様おそろいになりましたので、ただいまから平成 24 年度第 1 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の四戸と申します。議事に入りますまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○四戸主任主査 それでは、会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、10 名の委員さん全員ご出席いただいております。ありがとうございます。つきましては、岩手県私立学校審議会規程第 5 条による定数数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、皆様がお座りの議席につきましては、私立学校審議会運営規程 6 条におきまして、議席はあらかじめくじで定めるといふことにさせていただいております。事務局におきまして、あらかじめくじを引かせていただきました。名簿につきましても議席順に記載させていただいておりますので、ご了承ください。

3 あいさつ

○四戸主任主査 それでは、会議に先立ちまして、加藤総務部長からご挨拶申し上げます。

○加藤総務部長 県の総務部長の加藤主税でございます。本年度第 1 回目の私立学校審議会の開催でございます。委員の皆様にご改選がございまして、新たな任期がスタートしまして一言挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、日ごろから本県の私学教育、私学振興のためにご支援、ご尽力を賜っておりまして、深く感謝申し上げます。

東日本大震災から 1 年半が経過いたしました。教育の現場におきましても多くの学校が被害をこうむったところでございます。損壊した建物等の復旧工事が大分進んでまいりましたが、沿岸部におきましては幼稚園において、いまだに候補地の見通しが立たず仮設の園舎で運営を余儀なくされていらっしゃるものがございますとか、また建てかえの方向性が出たのですが、それに向けて借り上げた園舎で運営しているという園もございます。そういう状況でございまして、震災の爪跡といいますか、震災の影響が私学教育に及んでおり、それが今現在も続いているということで、私学教育を正常な状態に戻していかなければいけないという土壌がございます。

そういう中であって、私学、私立学校の教育は、さまざま特色ある教育を展開していただいているわけですが、スポーツや文化など、非常に県民の注目を集める分野におきまして、目覚ましい活躍が相次いでおります。そろそろ涼しくなってきましたが、夏はそういった大会等のシーズンでもございましたが、さまざま目覚ましい活躍ということで、震災で打ちひしがれました県民に明るい話題を提供していただいていると思います。私も報道で拝見させていただくたびに復興への思いというか、それを鼓舞される、そんな気がいたしております。

県におきましては、今現在震災からの復旧、復興ということが最大の課題でございまして、復興計画を立てて、さまざまな分野の取り組みを進めております。その中でも復興の中で児童生徒への教育というふうなことも重要なことでもあります。復旧、復興の中で、次

代を担う人材を育てていくことは、大変大切なことだと思っております、その中の一翼として私学教育の振興、推進を追い続けているところでございます。今後そういう中で、個性ある、そして魅力的な人材を育てる、そのために私学関係者の皆様とともに、私どももさまざまな支援に努めて、私学教育の振興、発展に努めてまいりたいと考えております。

本日の審議会でございますが、非常に通例の会合に比べまして案件が多くございます。震災後の復旧でございますとか、認定こども園化を視野に入れました園舎建設に伴う幼稚園の定員変更でございますとか、高等学校の学科設置あるいは専修学校の設置計画等ということで、12件ということで盛りだくさんでございます。自由闊達なご審議を行いたいと思います。私学教育ということで、なかなか我々だけの目では限界があります。皆様方の専門的、そして大所高所からのご意見、ご審議を賜りますよう期待しておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

4 委員紹介

○**四戸主任主査** 続きまして、5名の委員の皆様が任期満了となりまして委員の異動がございました。それでは、鈴木私学・情報公開課長からご紹介申し上げます。

○**鈴木私学・情報公開課長** 私学・情報公開課長の鈴木でございます。私のほうから紹介をさせていただきます。

本年6月30日をもって任期満了となりました委員がございましたので、7月1日付で新任、再任を合わせて5名の皆様に委員にご就任いただいているところでございます。今回新しい体制での審議会の第1回目ということでございますので、改めて皆様をご紹介させていただきたいと思っております。紹介につきまして、お手元の審議会資料に添付してございます岩手県私立学校審議会委員名簿の記載順によりまして皆様をご紹介させていただきたいと存じます。

まず最初に、咲間まり子委員でございます。本年7月1日付で再任でございます。

○**咲間委員** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 次に、田代高章委員でございます。本年7月1日付で再任でございます。

○**田代委員** 田代です。よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 久保榮子委員でございます。

○**久保委員** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 佐藤勝委員でございます。

○**佐藤委員** 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 大森紀代美委員でございます。

○**大森委員** 大森です。よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 今西界雄委員でございます。私立幼稚園連合会からのご推薦で7月1日付でご就任いただきました。新任でございます。

○**今西委員** よろしくお願ひいたします。今西です。

○**鈴木私学・情報公開課長** 次に、横田禮子委員でございます。

○**横田委員** 横田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 工藤純世委員でございます。

○**工藤委員** 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 岩手県私立幼稚園連合会のご推薦で、7月1日付でご就任いただきました新任でございます。

荻原・子委員です。

○**萩原委員** 萩原でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 岩手県私学協会からのご推薦で、7月1日付で再任でございます。

柏眞喜子委員でございます。

○**柏委員** 柏です。よろしくお願いいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 以上、委員につきましては10名でございます。

次に、事務局職員をご紹介します。まず、先ほどご挨拶申し上げました加藤主税総務部長でございます。

○**加藤総務部長** よろしくお願ひします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 根子忠美副部長兼総務室長でございます。

○**根子副部長兼総務室長** よろしくお願ひします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 大槻英毅法務学事課総括課長でございます。

○**大槻法務学事課総括課長** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 私学振興担当の四戸主任主査でございます。

○**四戸主任主査** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 三上主査でございます。

○**三上主査** どうぞよろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 木下主任でございます。

○**木下主任** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 高橋主任でございます。

○**高橋主任** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 鈴木主事でございます。

○**鈴木主事** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木私学・情報公開課長** 事務局は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

5 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

○**四戸主任主査** それでは、議事に入ります。参考資料の1ページ、私立学校審議会運営規程をごらんいただきたいと思います。参考資料につきましては、委員の皆様のみ配付しております。傍聴者の皆様にはお配りしておりませんので、ご了承ください。

私立学校審議会運営規程第3条第1項、会議の議長は会長が務めるとされております。第3項において、会長の任期は2年とするとされておりますので、互選を行う必要がございます。

また、第4条に規定する会長職務代理者についても委員の任期が満了し、退任しておりますので、互選を行う必要がございます。

つきましては、新会長が選任されますまでの間、私が進行させていただきます。

会長につきましては、私立学校法第13条第2項におきまして、会長は委員が互選した者について知事が任命するとされてございます。会長職務代理者につきましても同規定第4条第2項より会長に係る規定が準用されております。

また、慣例によりまして、会長には各都道府県の審議会から1名選出することとされております全国私立学校審議会連合会の理事も兼ねていただくものです。

それでは、次第5、議事、(1)、会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきます。

まず、選任の方法についてお諮りします。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

「事務局一任」の声

○四戸主任主査 それでは、事務局に一任させていただいてよろしいですか。

「異議なし」の声

○四戸主任主査 それでは、鈴木課長のほうから事務局案をお示ししてもよろしいでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、事務局案についてお話しいたします。

会長につきましては、佐藤委員に、会長職務代理者は田代委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○四戸主任主査 会長は佐藤委員、会長職務代理者は田代委員という案でございますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○四戸主任主査 それでは、ご異議がないようですので、会長は佐藤委員に、会長職務代理者は田代委員にお願いします。

では、会長に選任されました佐藤委員につきましては、会長席へご移動いただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤会長 ただいま皆様方のご推挙によりまして、新たに会長ということで職務を仰せつかりました。先ほど加藤部長さんからもお話ありましたように、私立学校を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。皆様方のご協力をいただきながら、微力ではございますけれども、課せられた職責を何とか果たしていきたいと、このように思っております。よろしくお願ひをいたします。

○四戸主任主査 それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定によりまして、佐藤会長にお願いいたします。

(2) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長 それでは、早速会議に入りたいと思いますが、最初に議事録の署名委員の指名でございます。

こちらのほうから指名させていただきますが、恒例によりまして、議席番号1番の咲間委員、それから議席番号2番の田代委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、本日のこの審議会の会議の公開についてでありますけれども、これを確認したいと思ひます。県におきましては、審議会関係、これは原則公開ということになっておりま

すので、この審議会も公開で行うということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 本日のこの会議を公開にしたいと思いますが、この本日の会議録、それから資料につきましては、県のホームページに掲載されることになっておりますので、念のため申し添えたいと思います。

(3) 諮問事項の審議

議案第1号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人撫子学園 なでしこ幼稚園

議案第2号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人富士修紅学院 修紅短期大学附属幼稚園

議案第3号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人華泉学園 花泉幼稚園

議案第4号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人里中山学園 龍澤寺幼稚園

議案第5号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人野田学園 甲東幼稚園

議案第6号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人紅葉学園 矢巾中央幼稚園

議案第7号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人光明学園 山田幼稚園

○佐藤会長 それでは、議事の(3)です。諮問事項の審議に入ります。本日の議案は、先ほどお話しありましたように、盛りだくさんということでございますけれども、議事の進行上、議案第1号から第7号まで、これは幼稚園の収容定員の係る学則変更の認可ということで関連がありますので、一括審議ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 それでは、一括審議ということで、事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、説明をさせていただきたいと思っております。

皆様にお配りしております資料の1ページから説明をさせていただきたいと思っております。資料、1ページでございます。幼稚園の収容定員に係る学則変更の認可申請の概要でございますけれども、申請がございましたのは盛岡市のなでしこ幼稚園でございます。設置者は、学校法人撫子学園でございます。変更の理由でございますが、隣接地に平成23年度に開園いたしました上堂なでしこ保育園と、来年度から認定こども園として保育園の3歳児から5歳児を幼稚園の園舎で合同保育することを計画しておりますので、現在の園舎で合同保育が可能となるよう幼稚園の収容定員を見直すという内容でございます。

3歳児につきましては、80人の定員を105人に、4歳児学級及び5歳児につきましては、それぞれ140人から105名に減じようとするものでございます。総定員につきましては、

360人から315人ということになります。なお、県の幼稚園に関する設置等の認可審査基準につきましては、幼稚園の園児数は2学級以上、70人以上という基準が設けられておりますので、その基準を満たすものとなっております。変更の時期につきましては、来年4月1日を予定してございます。

次に、施設の状況でございますが、現園舎の面積及び設置基準の面積を記載してございます。幼稚園園舎部分の面積につきましては、今回改築等の変更はございませんので、従前どおり754.81㎡、運動場につきましては1,252㎡でございまして、いずれも設置基準を満たしているという状況でございます。

次に、教職員数でございますが、園長のほか教員3名が基準でございますが、園長のほか教員7名を配置するという計画でございますので、設置基準を満たしている状況でございます。

以上のことから、県といたしましては、なでしこ幼稚園における学校の収容定員に係る学則変更認可審査につきましては認可相当と考えているところでございます。

次に、資料の2ページ目をごらんください。資料の2ページでございます。一関にございます修紅短期大学附属幼稚園、これの収容定員に係る学則変更認可申請についてご説明申し上げます。設置者につきましては、学校法人富士修紅学院でございます。変更の理由でございますが、近年の幼稚園の入園者の減少を受けまして、園舎を改築し、保育所を併設することで幼保連携型の認定こども園を目指してございまして、園舎の現状に合わせて幼稚園の収容定員を見直すものでございます。

3歳、4歳、5歳児、それぞれ90人から70人に減じようというものでございます。総定員につきましては、270人から210人というふうに減じようとするものでございます。なお、県の幼稚園に関する認可基準につきましては、幼稚園の園児数は2学級以上、70人以上という基準がございますので、その基準を満たしている状況でございます。変更の時期につきましては、来年4月1日を予定してございます。

次に、施設の状況でございますけれども、現園舎の面積につきましては、設置基準の面積を記載してございます。幼稚園園舎部分の面積は、園舎の一部を保育所に改築いたしますが、994.04㎡、運動場につきましては6,246.67㎡でございます。いずれも基準を満たしているものでございます。

次に、教職員でございますけれども、基準は園長ほか教諭6名となっておりますが、園長のほか教諭9名を配置するという計画でございますので、設置基準を満たしているという状況でございます。

以上のことから、県といたしましては、認可相当と考えているところでございます。

次に、資料の3ページをごらんください。議案第3号でございます。次に、同じく一関にあります花泉幼稚園の収容定員に係る学則変更の認可申請でございます。設置者は、学校法人華泉学園でございます。変更の理由でございますが、同幼稚園につきましては、入園者の減少により定員充足率が低下しており、園舎を移転することを契機に、保育所を併設した幼保連携型の認定こども園として改築することを予定してございます。この改築に合わせまして、本年の幼稚園の入園者数等の動向から、学則定員を現状に合わせるために収容定員を見直すというものでございます。変更の時期につきましては、来年の4月1日ということをご予定してございます。なお、県の幼稚園に関する設置基準につきましては、

先ほど申し上げたとおり、2学級、70人ということでございます。ただし、幼保連携型の認定こども園の認定を受ける場合の園児数につきましては、幼稚園と認可保育所の合計園児数が70人以上となる際には、幼稚園の園児数は10人以上というふうな規定がございます。今回花泉幼稚園は、定員30人の保育所を併設するため、合計の園児数が90となることから、認可基準を満たしているという状況でございます。

次に、施設の状況でございますが、現園舎と、それから新園舎の面積及び設置基準の面積を記載しております。新園舎につきましては、設計段階でございますけれども、幼稚園園舎部分の面積は542.55㎡、運動場につきましては504㎡でございます、いずれも基準を満たしているという状況でございます。

次に、教職員でございますけれども、園長ほか4名を配置することとしておりますので、設置基準を満たしているという状況でございます。

以上のことから、県といたしましては、認可相当と考えているところでございます。なお、花泉幼稚園につきましては、新園舎が完成し次第、認定こども園の認定を申請する予定となっているところでございます。

次に、資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。資料、4ページでございます。同じく、一関市にございます龍澤寺幼稚園の収容定員に係る学則変更認可申請についてでございます。設置者は、学校法人里中山学園でございます。変更の理由でございますが、隣接地に平成18年に開園いたしましたなかさと保育園とともに、来年度から認定こども園として保育園の3歳児から5歳児を幼稚園の園舎で合同保育することを計画しております。保育に必要な面積要件等もありますことから、現在の園舎で合同保育が可能となるように、また近年の入園者数の動向等から、幼稚園の収容定員を見直すという内容でございます。

3歳児につきましては、35人から26人に、4歳児学級及び5歳児につきましてはそれぞれ70人から44人に減じようとするものでございます。総定員につきましては、175人から114人という内容でございます。なお、県の認可基準から申しますと、2学級以上、70人以上ということになっておりますので、基準を満たしているという状況でございます。変更の時期につきましては、来年の4月1日を予定してございます。

次に、施設の状況でございますが、今後遊戯室を建てかえるという計画をしてございます。改築後の園舎の面積及び設置基準の面積を記載してございますけれども、幼稚園園舎部分の面積につきましては、遊戯室の建てかえによりまして1,017.17㎡、運動場につきましては685.95㎡ということで、いずれも設置基準を満たしているというものでございます。

教員数につきましては、園長ほか教員9名配置しておりますので、設置基準を満たしているということでございます。

以上のことから、収容定員に係る変更申請については、認可相当と考えているものでございます。

次に、5ページでございます。釜石市にあります甲東幼稚園の案件でございます。設置者は、学校法人野田学園でございます。なお、甲東幼稚園につきましては、平成20年4月1日に幼保連携型の認定こども園の認定を受けております。変更の理由でございますが、当幼稚園につきましては、近年の入園者の減少によりまして定員充足率が低下している状況にございますが、東日本大震災津波により被災した園舎を改築することを機に収容定員を見直すというものでございます。変更の時期につきましては、来年の4月1日というこ

とを予定しております。

次に、変更の内容でございますが、3歳児につきましては60人の定員を50人に、4歳児学級及び5歳児につきましては、それぞれ90人から50人に減らそうとするものでございます。8学級を6学級に減らしまして、総定員につきましては240人から150人というふうに減らそうという計画でございます。なお、県の基準で申しますと、2学級、70人以上という基準でございますけれども、これは満たしている状況でございます。

次に、施設の状況でございますけれども、新園舎につきましては、まだ設計段階ではございますけれども、幼稚園園舎部分の面積につきましては987.509㎡、運動場につきましては864.908㎡でございます。いずれも設置基準を満たしているという状況になってございます。

次に、教職員数につきましては、園長ほか教員9名を配置するという事で基準を満たしている状況でございます。

以上のことから、申請内容につきましては、認可相当と考えているところでございます。

次に、6ページをごらんいただきます。議案第6号でございます。矢巾町でございます。矢巾中央幼稚園の収容定員に係る学則変更認可申請でございます。設置者は、学校法人紅葉学園でございます。矢巾中央幼稚園では、今回園舎改築するに当たりまして、保育所を併設いたします幼保連携型認定こども園として改築することとしております。この改築に合わせまして、近年の幼稚園の入園者数等の動向、あるいは学則定員を現状に合わせるために、今回収容定員減の申請を行ったところでございます。

具体的には、4歳児学級及び5歳児学級の定員を105人から60人とし、収容定員として270人から90人減の180人とする計画となっております。なお、設置基準は2学級、70人ということでございますので、設置基準を満たしている状況でございます。変更の時期は、来年4月1日でございます。

次に、施設の状況でございますけれども、現園舎と新園舎の面積及び設置基準の面積を記載してございます。新園舎につきましては、設計段階ではございますけれども、幼稚園園舎部分の面積は1,312.748㎡、運動場につきましては1,248.56㎡でございます。これは、いずれも基準を満たしております。

教職員につきましても園長ほか教員9名を配置してございますので、基準を満たしております。

以上のことから、県といたしましては、認可相当と考えているところでございます。なお、矢巾中央幼稚園につきましては、園舎が完成し次第、認定こども園の認定を申請する予定となっております。

次に、資料の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページでございます。山田町にあります山田幼稚園の収容定員に係る学則変更認可申請でございます。設置者は学校法人光明学園でございます。変更理由につきましては、近年の入園者の減少により、充足率が低下しております。また、東日本大震災の被害を受けた園舎を改築するという事にしてございますので、こういった状況を踏まえまして、学則定員を現状に合わせるために収容定員を見直すという内容でございます。変更の時期は、来年の4月1日となっております。

次に、変更の内容でございますが、4歳児学級及び5歳児、それぞれ35人から25人に

減じようとするものでございます。総定員は95人から75人となります。審査の基準であります2学級、70人という基準については、クリアしているという状況でございます。

次に、施設の状況でございますけれども、新園舎につきましては、幼稚園部分、計画段階ですが、586.28平方メートル、運動場は547.51平方メートルでございます。いずれも基準を満たしているものでございます。

次に、教職員につきましては、3名が基準でございますけれども、園長ほか教員3名を配置しておりますので、設置基準を満たしているという状況でございます。

以上のことから、認可相当と考えているところでございます。

すみません、ちょっと冒頭の説明のところでも1ページ目のところになりますけれども、撫子学園のところでも面積の誤りが、私のほうからお話しした数字が間違っていますので、お配りしております議案書のほうが正しい数字になっておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

あと、この資料の3ページの設置者の名称でございますけれども、「ハナイズミ」というふうなお話をいたしました。読み方は「カセン」という読み方になりますので、これも訂正させていただきたいと思っております。失礼いたしました。

以上、7議案につきましてご説明を終わります。以上であります。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問があれば、どうぞお願いいたします。

はい、どうぞ。

○大森委員 すごい勢いで認定こども園になっていくのだなというのをちょっと感じていたのですが、実際のところその地域で保育園に入れにくいお子さんたちが多くということでのこういう動きなのか、それとも本当に幼稚園のほうで園児が集まらないということでの対策としてのことなのか、現状を教えてください。

○佐藤会長 どうぞ、お願いします。

○鈴木私学・情報公開課長 現在の待機児童の状況でございますけれども、盛岡市ですとか、人口が多いところでは若干今年度の中では待機児童が発生するというふうな状況があるというふうに伺っております。

それで、今回の案件につきましては、ご案内のとおり人数を減少するという定員減ということで、しかも実情に、実定員といいますか、実人数に合わせて申請するということです。実際少子化などで子供を集めるのが大変だという状況は現実にはあるというふうに認識してございます。今後幼保一体化というのが子育て支援、子育てを推進していく中で重要と位置づけられてきておりますので、そういった方向も捉えながら幼稚園として幼保一体化なりを進めていこうという判断のもとで今回の申請が来ているという認識でございます。

○佐藤会長 ほかにございませんか。

田代委員。

○田代委員 では、今のことに関連して、今回の議案のところに出ております2番目と3番目と、それから議案の6番目ですか、6号ですか、これはそれぞれ園舎を改築しながら保育所を併設するということになっているのですが、地域的に一関、それから矢巾ですね。そのあたりの地域の実情としては、保育園に入所するといいますか、そういうニーズが高

いというふうに判断してよいのかどうか、今回の議案に即してそのあたりの具体的な状況をご報告いただければと思います。お願いいたします。

○佐藤会長 はい。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、まず2番目の修紅短期大学附属幼稚園の状況でございますけれども、近年の定員、実員の園児数の状況でございますけれども、定員については270名でございます、実際には200名くらいが入っており、過去数年の平均になりますけれども、充足率は74.1%という状況になってございます。それぞれ3歳児、4歳児、5歳児の充足率はばらばらでございますけれども、トータルすると74%ほどの充足率になっているところでございます。

次に、一関の花泉幼稚園につきましては、定員が170名でございますけれども、実員につきましては50名前後ということで、今24年度51名、それ以前、平成20年度ですと70名というふうな状況でございます、平均で3割程度の充足率になっております。

次に、議案6号の矢巾中央幼稚園さんでございますけれども、定員が270に対しまして、これ過去5年間の平均ですが、147名ほど、56%という状況になってございます。そういった中で、実際の定員も勘案しつつ、幼保連携型の施設を整備いたしまして、その中で充実した教育というものをやっていこうという方向性のもとで今回の申請が出たと捉えております。

○田代委員 充足率はわかりましたけれども、併設する保育園ということがあります。そのあたりのニーズが、例えば一関は結構待機児童含めて、保育所のニーズが高まっているから、そういう見通しのもとに認定こども園として保育所のほうと併設するのですよとなっているのか、そのあたりの状況はどうですか。例えば隣接の保育園と一体化するような話があれば、その保育園の中でどのぐらいの子供たちを受け入れていく、その状況を見据えた上での認定こども園を目指すという方針で、そのあたりが一関の2つのケースと矢巾ですよね。保育所の併設を実際目指すということになると、近隣の保育所、保育園があるのかどうなのか、あるいはそのあたりでもっともっと宅地化が進んでいたりとか、あるいは家族の就労形態が変化しているのかとか、そういうことも含めてニーズが高いという見通しのもとにこういう判断に踏み切っているのかどうなのかということ、その情報が知りたかったということです。

○鈴木私学・情報公開課長 保育の対象者数ですとか、その辺についての細かいデータは今手元にはございませんけれども、今回の案件、認定こども園につきましては、市町村も施設整備計画にかかわっていますので、その中で全体的な判断というものをした上で出てきております。保育が今後何人出てくるというところのデータはちょっと今お話しできませんけれども、保育業務を担っております市町村と連携をして、今回整備を進めているものですので、課題だとかニーズに全くマッチしていないのではないかとということについては、一応クリアした上で出てきているとの認識でございます。

○佐藤会長 よろしいですか。市町村と事前に十分に協議しながら進めている。片方では、保育所やっているし、今度は幼稚園だしという、そういうことですか。

○田代委員 わかりました。では、そのあたりは、信頼してということで。

○佐藤会長 ちょっとお伺いしますけれども、保育所と幼稚園の関係、認定保育園の場合は、これは市町村との接触もあるのですか。保育所の設置の状況等の情報を得ながら判断

したということですか。市町村とも接触しながら詰めているのですか。

○鈴木私学・情報公開課長 今回は施設整備を伴いますので、予算を含めて市町村の担当課と連携をとりながら内容を確認した上で出ているということです。

○佐藤会長 そうですか。保育所の場合は補助金があるので、市町村が十分に関与しているということですね。

ほかにございませんか。あるいはご意見等でもよろしゅうございます。どうぞご発言願います。

咲間委員、お願いします。

○咲間委員 教職員の数のところなのですが、今日は委員の中にも幼稚園関連者が多数いらっしゃると思いますので、気がついているところではないかと思うのですが、公立の幼稚園であっても今は非正規のほうの数が多いくらいなのです。ここの配置計画の中には、先ほどご紹介いただいたように設置基準を、満たしております、満たしておりますとは言っておりますけれども、正式にこの配置計画の人数は非正規なのか、正規なのかということが一切見えてきません。一応は専任であると。1学級1名を専任と設置基準、幼稚園にはございまして、あるいはきょうここには内容出ておりませんが、やはり養護教諭を置くとかという設置基準があるわけです。ところが、今後、幼保連携型認定こども園となると看護師さんを置くとか、そういういろんな問題が出てくるのですが、これは先ほどのご紹介いただいた方からは25年度、あるいは校舎が新築したらすぐに行うと言っているのに、この中に、配置計画の中にそういう職員数が書かれていません。その辺はどのように把握しているのか。あるいは、もし非正規と正規がわかるようでしたら教えていただきたいなと思います。

○佐藤会長 では、お願いします。

○鈴木私学・情報公開課長 先ほど申しあげました教職員数等については、正職員。

○咲間委員 全員ですか。ここの1番目の方のところだけは講師ということで書かれていますが、そのほかは書かれておりませんで、ではこれは全員が正規ということで間違いありませんか。

○鈴木私学・情報公開課長 はい。そういう確認をしてございます。

○咲間委員 間違いないですか。

○鈴木私学・情報公開課長 はい。

○咲間委員 ちょっと信じがたいですけれども。

○鈴木私学・情報公開課長 名簿等をいただいて、あとその台帳等もございますので、そういうものと確認しながらやっているという状況でございますので。保育園のほうは、こちらではわからないのですけれども、これはあくまで幼稚園部分の人数ということです。

○咲間委員 この配置計画の人数は、これは私学委員会ですから、ここのところは幼稚園の、学校の教員ということですか。

○鈴木私学・情報公開課長 はい、そうです。幼稚園の部分ということになります。

○咲間委員 とても信じがたいのですよね。多分現場の先生方もおわかりだと思いますけれども、このように正規をこれだけ人数を減になっているのに雇うということはすばらしいなとちょっと思ったのですけれども、県を信じたいと思います、全員が正規だと。園長などは非常勤の場合が多いのですけれども。

○鈴木私学・情報公開課長 すみません。正規か非正規かということは、形態のお話であり、専任でいくという内容でございます。正規職員というか、非常勤とか臨時とか、いろいろありますけれども、雇用形態のことではなくて、専任専属で張りついてやっている方の人数という意味でございます。正職員というのが条件ではございませんので、専任の職員が張りついてやっているという状態での審査になります。

○佐藤会長 よろしいですか。

○咲間委員 養護教諭はいないのですね。

○佐藤会長 正規、非正規でなく、多分フルタイムできちんと専任でそこに張りついていきますという数がここにあるのですと、こういうお話ですよ。

○咲間委員 そうですね。

○佐藤会長 中には、任期が例えば1年雇用という方もいるかもしれないけれども、フルタイムできちんと従事している限りにおいては専任だという、こういう見方ですね。

○鈴木私学・情報公開課長 そういう判断です。

○佐藤会長 そういう判断ですね。それは、設置基準に言うところの教員数の捉え方がそういうふうになっているということですね。

○鈴木私学・情報公開課長 そういうことです。

○佐藤会長 ほかにございませんか。25年4月1日ということで、一部まだ、認定こども園の認可は確実に頂戴できるのですか。見通しは大丈夫ですか。

○鈴木私学・情報公開課長 認定こども園の認定につきましても並行して調整をしておりますので、確約はできませんけれども、そういう方向になっているということでございます。

○佐藤会長 万が一という場合には、それは停止条件つきになるわけですね。

○鈴木私学・情報公開課長 そうでございます。

○佐藤会長 よろしゅうございますか。

「なし」の声

○佐藤会長 議案第1号から第7号まで一括いたしましたけれども、これを原案どおり認可を適当とするということで、こういう答申をしてよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 それでは、第1号議案から第7号議案まで原案どおりということで答申するということで決したいと思います。

議案第8号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人龍澤学館 盛岡中央高等学校

○佐藤会長 それでは、次に議案第8号です。議案第8号につきましては、高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について、学則変更認可ですが、これについて審議に入りたいと思います。

事務局から説明を願います。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、議案第8号の盛岡中央高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請につきまして説明させていただきます。

資料の8ページでございます。学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要でござい

ますが、申請書の提出のありました学校は、盛岡中央高等学校、設置者は学校法人龍澤学館でございます。収容定員の増加に係る学則の変更につきましては、原則としていわゆる2段階審査を行っているところでございます。1段階目は、学則を変更しようとする年度の前々年度の計画について、審議会の皆様のご意見を頂戴し、本日2段階目として学則変更の申請について審議をいただくということでございます。1段階目の審査につきましては、24年3月28日に開催されました審議会において収容定員変更計画についてご了承をいただいているという内容のものでございます。変更の理由でございますが、同校は、全日制課程及び通信制課程を設置しておりますけれども、全日制課程につきましては近年の普通科志向の状況を踏まえ、自動車工学科及び情報処理科の募集を停止いたしまして、その定員を普通科に改編しようという内容でございます。また、通信制につきましては、近年入学、転入及び編入者がふえている状況でございますので、収容定員を増やそうとする内容でございます。変更の時期につきましては、25年の4月1日という内容でございます。

次に、変更の内容でございますけれども、全日制課程普通科につきましては、現行で入学定員120人、3学級、総定員360人、9学級となっております。変更後につきましては、入学定員240人、6学級、総定員を720人18学級とする内容でございます。次に、同じく全日制課程の自動車工学科は現行で入学定員80人、2学級、総定員240人、6学級、情報処理科は入学定員40人、1学級、総定員120人、3学級でございます。平成25年度入学生から募集停止いたしまして、平成24年度入学生が卒業する平成26年度末をもって廃止するという予定でございます。今回の変更認可申請におきましては、入学定員は平成25年度から、総定員は自動車工学科及び情報処理科の廃止後の平成27年度に完全実施されるという内容でございます。なお、全日制課程全体で見ますと、定員の増減はないというような状況でございます。なお、同校普通科におきましては、定員を上回る生徒が在籍しているわけでございますが、県といたしましてはその遵守ということでいろいろ指導等をしておりますところでございますが、今回のこの見直しによりまして、その状況についても一定程度改善されていくと考えているところでございます。

次に、通信制課程普通科でございますが、個別指導や対面指導、こういったきめ細かな指導について高い評価を受けているというほか、あと不登校の方、あるいはひきこもりの方、こういった方々の行き先ということで期待も高まっておりまして、年々入学者数がふえている状況でございます。また、同課程におきましては、長期の在学というのが生徒さんの希望により可能になっておりますことから、在籍そのものも増加しているというふうな状況でございます。そのため、収容定員を現行の300人から200人増員いたしまして、500人にしようというものでございます。

次に、資料の9ページでございます。教職員数でございますけれども、全日制課程につきましては、変更後の収容定員をもとにした基準では、教頭または副校長1名、教員等が18名以上というふうになっております。なお、実際の在籍生徒数をもとにした場合、必要な教諭等の数につきましては27人と算定しておりますけれども、実際には本務、兼務合わせて93名配置しているということで、実員上においても基準を満たしている状況になってございます。

次に、通信制課程につきましては、教頭または副校長を含め、教員等の人数は5人以上、かつ教育上、支障がない数とされておりますけれども、表をごらんいただきますとおり、

本務、兼務合わせて14名を置くということで基準を満たしている内容になってございます。

次に、施設の概要でございますけれども、全日制課程につきましては、高等学校設置基準上、屋外運動場は収容定員にかかわらず8,400㎡以上、校舎は定員上4,320㎡以上、実員上は5,680㎡以上とされているところであり、いずれの基準についても満たしている、また、体育館も備えているという状況でございます。

なお、通信制課程の欄に駅前キャンパスの内容を記載してございますけれども、本校は全日制課程及び通信制課程を置いておりますことから、高等学校通信教育規程による校舎面積の基準1,200㎡は適用されないものであります。

次に、資料の10ページをお開き願いたいと思います。収支予算でございますが、平成25年度の収入では、生徒納付金4億5,078万円、補助金収入2億3,280万円、借入金等の収入は2億円、その他となっております。支出の部ですけれども、人件費4億9,030万、教育管理費3億5,650万、借入金返済額2億2,480万円、その他となっております。収支予算については以上でございます。

それと前回の審議会、3月の審議会のときにご指摘いただいております自動車工学科及び情報処理科が廃止になるということで入学した人が精神的な苦痛を受けるのではないかと、その辺のフォローはどうなっているのかというご指摘がございましたので、それにつきましては学校のほうで生徒はもとより、その保護者あるいはPTA総会等でその旨をきちっと説明をして了解、理解を得ているということを確認しておりますことをご報告申し上げます。

以上のとおりでございます。県といたしましては、盛岡中央高等学校の収容定員に係る認可申請につきましては、妥当というふうに考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。この件についてご質問等あれば、先にお伺いしたいと思いますが。あるいはご意見でもよろしゅうございます。はい。

○大森委員 前回協議して了承したわけなのですが、通信科の500人というこの定員なのですが、いろんな学び方があって、選択肢があつていいことなのです。けれども、最近騒がれているいじめの問題等で不登校ということの理由であれば、本県ではいじめ等がどんなふうに影響しているのか、わかれば教えていただきたい。

もし、いじめられる側が学校をやめて、そして不登校になって、こういうところにたくさん集まってきているのだとしたら、人数がどうなのかなど。

○鈴木私学・情報公開課長 いじめの問題につきましては、夏休み前、7月中に全国的な報道になりまして、文科省のほうで緊急調査、こういったものをやつてございまして、最近新聞報道等で県全体のデータですとか、そういったところが出ていますところでございます。通常は、毎年統計的なものについても私立各校に照会をさせていただいて、調査等を実施して、そういった状況等まとめている状況でございます。

それで、今回の定員増に伴って、そんなに多くいるのであれば、それ自体がちょっと問題ではないかというご指摘だと思いますけれども、今回の中央高校の中で、どういう状況で入ってきているかという細かいデータは持ち合わせておりませんが、全てがいじめ絡みというわけでは当然ないだろうというふうに思います。それぞれの学びたいタイミング、あるいは時間帯とか、そういった多様な対応をさせていただいて、かつ対面的な先生とのやりとりといったものがきちとなされていて、かつそういったニーズもあるという

ふうに捉えております。全てがいじめではないというところはそういう認識ですが、あとはいろんな学びの場というな意味合いでニーズが一定程度あるというのは確かでないのかなという考えでございます。

○佐藤会長 はい、どうぞ。工藤委員。

○工藤委員 やっぱり 300 人が 500 人とふえているというところで、学ぶ学び方が多様であっていいかとは思いますが、そこにいる子供たちの特徴も先ほどお話しがあったように、特徴的な、一般的に普通科で学ぶ子供たちではない子供もいる中で、人数がこのように増やされるということが子供たちはどういう学校生活をしているのだろうと考えたときに、とても安心できないなと思いました。

そして、教職員の数ですけれども、その 500 人に対して、通信制課程の先生方、職員の方たちは 22 名ということになります。この 500 人の子供たちに対して、教職員が 22 人というのかなと私は把握しましたが、それもこの人数で指導することが可能なのかなと率直にそのように感想を持ちました。

○鈴木私学・情報公開課長 実際の学校に通っている数が、実際にもう 400 名を超えているということで、定員をもう既にオーバーしているような状況で学ばれているという状況は現実としてございます。

それと、あと通信課程という学び方につきましては、いわゆる添削指導とか、レポートでの指導もございますし、あとは面接指導ということでスクーリング的なことで来ていただくとか、いろんな形態がございます。そういった形態を踏まえた上で、必要な教職員数の基準がございますので、その数はこの数字でクリアしているという状況でございます。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

○今西委員 自動車科と情報処理科の廃止について、総会で説明をしてご納得いただいたという話ですけれども、自動車科というのはある意味好きで入ってくる子供が多分多いのではないかなと思うのです。そうすると、どうしてもその保護者あるいは生徒さんから存続するような意見も幾らかあったのではないかなと思うのですけれども、参考に聞かせていただければありがたいです。

○鈴木私学・情報公開課長 いろんな場面、一番最初は募集をかける際とか、今後自動車科がどうなるという情報は伝えているようです。PTA総会とか、そういったところで説明して了解いただいているところですので、特に意見はなかったと伺っております。

実際には、定員に対して実員というのがかなり少ない状況になっておりますので、ニーズなり、あるいはその辺も若干変化があったのかなというふうなことです。

○今西委員 ちなみに実員は何人でしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 23 年度でございますけれども、240 人に対しまして 107 名。

○佐藤会長 240 人というのは、普通科も入っていますか。

○鈴木私学・情報公開課長 自動車工学科の 3 学年合わせてということですよ。

○佐藤会長 委員さんからいろいろご意見出ているわけですけれども、その中のその委員さんの意見に敷衍する形で、あるいは関連するということでご意見、ご質問あってもよろしいかと思いますが、ありませんか。

○荻原委員 普通科が変更後、総定員が 720 ということになるということは、それだけ中央高校さんに対しての期待度がこの地域の方たちに効果あるということ踏まえての

720 という数字をお出しになっていると思うのですが、この地域も少子化になって、各私立学校が定員充足に非常に苦勞している、何か中央高校ひとり勝ちを認めるような感じがして、私としては大変、確かに基準は満たしているということで、審議会としてはこれを認めるという方向に行くのかなと思います、やはり一言申し上げておきます。

○佐藤会長 今ご意見ありましたけれども、あとはほかにありませんか。通信制というのは、県内の私立高等学校で通信制を持っている学校というのは何校あるのでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 3校です。あと、一関学院と杜陵高校です。

○佐藤会長 一関学院の定員は何人で、杜陵高校は何人ですか。

○鈴木私学・情報公開課長 一関学院、定員が300人、実員が24年度に115人です。杜陵の実員が1,392名。

○佐藤会長 人口の集積の度合いに応じている感じはしますね。

○今西委員 通信制に入っている学生さんの数は、年々増えているのでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 公立のほうが減って、私立のほうにシフトしてきているような状況です。

○今西委員 総体的には変わらないということでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 本県の場合ですと、そんなに極端に動きがあるというわけはありません。

○佐藤会長 よろしゅうございますか。

○工藤委員 幼稚園だと、手をかけなければならない子供たちの増加というのは実感していますので、大きくなって中学生、高校生になっていった段階でその育ちだったり家庭環境だったり影響で、やはりなかなか真っすぐにすくすくといかない子供さんたちもいらっしゃるのだなと思いますけれども、そういうお子さんたちが例えばここに行く割合が多いと思えば、何とも基準が満たされているとおっしゃるとどうしようもないのですけれども、手や目をかけなければならないお子さんたちに逆にたくさん手をかけてほしいなと思います。

○佐藤会長 今の工藤委員のお話、大変貴重だと思うのだけれども、いわゆる認可権を持っている知事からの諮問に応じての私どもの審議をし、答申するというものと、また1つは恐らくは県としてそういう指導をどうするか、そういう指導の中で、もっときめの細かい指導しなければならないはずだとすれば、教員1人当たりの児童生徒、あるいは園児はこのぐらいがいいのではないかとか、そういう基準にとらわれない指導というものもあるかもしれませんけれども、それはまた切り離して考えればですね、多分そういう指導をなさっているのか、なさっているのではないかと思うのですけれども、そういう意見があったというのをひとつ聞いていただければと思います。

あとございませんか。この第8号議案について、認可を適当とする旨、答申することです承することにしてよろしゅうございますか。

○大森委員 いいのですが、先ほどの先生の、やっぱりひとり勝ちということで危惧されているところで、クラス、学級数を変更しなくてよろしいのでしょうか。せっかく声を出していただいて、やはり心配、危惧していらっしゃると思うので、それをみんなで共有して考えるようなことをしなくていいのかなと思いました。

○佐藤会長 これについて、部長さん、どうぞお願いします。

○加藤総務部長 生徒全体の状況が、そういう学齢の生徒全体の状況があるので、それを含めて調整が必要なのではないかというご意見かと思えます。これは、認可ということで申し上げますと、学校教育法がございまして、その設置基準に基づいて審査して認可を行うということで、特にそういう需給調整的な規定がございません。県として、行政庁としては、そういう認可が上がってくれば、その基準に基づいてそれが満たされているかどうか、それをチェックさせていただきまして、それに基づいて回答、処分、決定をするということにならざるを得ない。その段階で、この審議会でご意見をいただく、聞かなければならないということがございます。全般的にはそういう問題意識はありますが、なかなかそのよりどころがないというところなんです。これにつきましては、そもそも県の問題もさることながら、学校教育法なりが、ある程度数がふえてきている時代のままであって、その後の今の少子化の時代になって、その中でそれぞれの学校陣が経営についてどう考えるかというふうな、この時代にマッチしていないというふうなところが正直ございまして、全体的な問題だと思っております。

ただ、現行のルールとしては、なかなかそこまではこちらとしてはできないというか、やれない。むしろこういうふうな形でルールに沿って上げてくるものに対しては判断を下さざるを得ないということございまして、そういう制約がある中での審議だということをご理解いただければと思います。

○佐藤会長 はい、萩原委員。

○萩原委員 今の総務部長さんのお話はよくわかります。ただ、やはり言わないではいけないという状況、思いから申し上げました。ありがとうございます。

○佐藤会長 高等学校の場合、公立と私立の調整とはなされておりますし、もう一つは、私立間はお互いこういう状況の中であって、地域の教育、これは公立と一緒に進めていくわけですから、お互い補完し合いながらということで、恐らく話し合いがなされながら進められているのでしょうけれども、今部長からお話あったように、認可ということになるとそういう状況まで踏み込んだ形のものなかなか難しいということのようですので、歯切れが余りよくないわけですがけれども、基準にのっとってやるとこういうことになります。恐らく出された中央高等学校のほうでもいろいろ内部で議論しながら、関係する学校にはいろいろ協力なり、あるいは事前にお話あったかと思えますので、その辺は学校間では話し合いがされたのではないかと思います。

さて、それではこの辺で打ち切ってよろしゅうございますか。認可を答申すると、適当ということで答申するというようにしたいと思えます。よろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 それでは、第8号議案については認可することを適当する旨、答申したいと思えます。

議案第9号 高等学校の学科設置認可について

学校法人久保学園 盛岡女子高等学校

○佐藤会長 それから次に、第9号ですが、第9号につきましては高等学校の学科設置認可についてということになります。説明を願います。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、議案第9号でございます。資料の11ページをご

らんいただきたいと思ひます。11 ページ。盛岡女子高等学校の学科設置認可申請についてご説明を申し上げます。高等学校の学科設置認可申請の概要でございますけれども、申請書の提出のありました学校は、盛岡女子高等学校、設置者は学校法人久保学園でございます。設置しようとする学科は、全日制課程の食物調理科でございます。学科設置の理由でございますが、同校は平成 25 年度から共学化を予定しております。それで、男子生徒に PR 効果などを勘案いたしまして、全日制課程家政科の調理師コース及び製菓コースを、今般設置しよういたします食物調理科に移行するというものでございます。これにあわせて、全日制課程の定員を同課程の総収容定員の枠内で変更しようとするものでございます。学科を設置しようとする場合の手続につきましては、新たに学校を設置する場合はどうか、先ほどご審議いただいた中央高校さんのように、収容定員増加を伴う申請なども同様でございますけれども、原則といたしまして計画段階及び申請の段階で審査を行う 2 段階方式というものをとらせていただいております。収容定員の増加を伴わない学科設置の場合におきましては、学科等設置計画書の提出を省略できるというふうになっているところでございます。今回の書類審査の段階でご審議いただくようとするものでございます。学科設置の時期でございますが、平成 25 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、全日制課程におきます収容定員の変更の内容でございますが、今般設置しようとする食物調理科につきましては、入学定員 40 人、1 学級、総定員 120 人、3 学級といたしまして、家政科につきましては現行入学定員 74 人、2 学級、総定員 222 人、6 学級でございますが、変更後は入学定員 37 人、1 学級、総定員を 111 人、3 学級とするものでございます。

次に、普通科は現行で入学定員 114 人で 3 学級、総定員 342 人で 9 学級でございますけれども、変更後は入学定員 111 人、3 学級、総定員を 333 人、9 学級とするものでございます。今回の収容定員の変更につきましては、入学定員につきましては平成 25 年度から漸次移行いたしまして、総定員の変更については 26 年度に完全に実施されるという内容でございます。

次に、資料の 12 ページをお開き願ひます。教職員の数でございますが、変更後の収容定員をもとにした人員が、教頭または副校長が 1 名、教員等が 17 人以上となっております。計画では、教頭が 1 名、教員及び講師が本務、兼務合わせまして 65 人となつていまして、基準を満たしている状況でございます。

次に、施設の概要でございますが、現行の高等学校設置基準では運動場、屋外運動場は収容定員にかかわらず 8,400 m²以上とされております。実際は 5,711 m²ということでございます。この基準が設定をされた平成 16 年 4 月 1 日、これ以前に、現に存在していた高等学校の施設については、当分の間、従前の例によることができるというふうな規定がございまして、5,711 m²でございますけれども、基準には抵触しないというふうな状況となっております。また、校舎は、定員上 4,140 平米となつておりまして、実際は 6,053 m²ということで基準を満たしている状況でございます。体育館も備えている状況でございます。

次に、収支でございますけれども、平成 25 年度の収入の部は、補助金収入 2 億 1,912 万 9,000 円、生徒納付金 2 億 351 万 9,000 円、その他となっております。支出の部につきましては、人件費が 3 億 801 万円、教育管理費が 1 億 1,189 万 7,000 円となっております。

以上のとおりでございますが、県といたしましては、設置基準に合致しているというこ

とで妥当な内容と考えております。

なお、盛岡女子高等学校さんにおきましては、今回の共学化、学科設置に合わせて、平成 25 年 4 月 1 日から学校名を盛岡誠桜高等学校、学校法人名を盛岡誠桜学園ということで変更する予定になってございます。

なお、今申し上げました中身につきましては、例えば共学化の手続ですとか、学校名の変更あるいは学校法人名の変更というものにつきましては、共学化については法令手続は必要ございませんし、学校名の変更につきましては学則変更あるいは寄附行為変更認可という形で、特に寄附行為の変更認可については審議会の諮問の案件にはなってございません。

それと、法人名についても寄附行為の変更ということで審議会の審議案件にはなってございません。

以上でございます。

○佐藤会長 ただいまの説明に何かご意見、ご質問等あれば、一括お願いいたします。

先ほどと、中央高等学校と同じように全日制課程の収容定員、これは枠の中で変更というか、総定数は動きがないのですね。ご意見ございませんか。

「なし」の声

○佐藤会長 それでは、ご質問、ご意見がないものとしてお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。このことについて、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 では、議案第 9 号は、原案どおり認可を適当とする旨、答申したいと思えます。

(4) 協議事項の審議

○佐藤会長 それでは、次の議案第 10 号、これは議案第 10 号からは協議事項になるわけですが、専修学校の設置計画が 3 件出ております。

それでは、議案第 10 号から順次審議したいと思います、事務局から説明をお願いします。

○鈴木私学・情報公開課長 説明させていただきます。今回 3 件の計画の提出がございましたので、その概要について、申請日等について簡単に説明をさせていただいてから具体的な審議のほうに入らせていただきたいと思います。

今回 3 件申請が、計画書が提出されております。計画書の受理日につきましては、岩手公務員&ビジネス専門学校が平成 24 年 5 月 28 日、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校、大原スポーツ公務員専門学校盛岡校が平成 24 年 7 月 19 日でございます。開設予定日につきましては、岩手公務員&ビジネス専門学校が平成 26 年 4 月 1 日、大原簿記情報ビジネス、以下 2 校については 27 年の 4 月 1 日からでございます。

議案第 10 号 専修学校の設置計画について

学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校

議案第 11 号 専修学校の設置計画について

学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、資料の 13 ページをお開きいただきたいと思います。まず最初に、大原簿記ビジネス医療福祉専門学校盛岡校の設置計画についてご説明いたします。今回お諮りする内容につきましては、学校設置認可の前段階にあたります設置計画の協議という位置づけでございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、専修学校設置基準等に沿っているものと認められますことから、本日の審議会におきまして皆さんのご意見を頂戴したいと考えております。

内容について説明させていただきます。学校設置を計画しておりますのは、東京都の学校法人大原学園でございます。経理、介護、福祉の学科を有する専門学校といたしまして、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校を設置するという計画でございます。

校地、校舎の状況でございますけれども、場所は盛岡市盛岡駅西通ということでございます。県内及び隣県する各県からアクセスに有利ということで、西口から 10 分の場所に設置するという計画内容で説明を受けております。

また、計画の目的でございますけれども、充実した教育環境を整備いたしまして、専門知識や能力の向上等を図り、多様化する産業界のニーズを受けとめられる人材育成を目指すとされております。設置する学科につきましては、経理本科、修業年限 2 年、入学定員 160 人、介護福祉学科につきましては修業年限 2 年、入学定員 40 人の 2 学科で、総定員は 400 人というふうになっております。計画では、教職員につきましては、2 年計画で採用を進めていくということでございます。開設年度は、教員 9 名、うち専任教員が 9 名、2 年次は教員 13 名、うち専任 13 名ということを見込んでいることから、教職員 12 名のうち専任 6 名以上という専修学校の設置基準を満たしているという状況でございます。

校地、校舎につきましては、校舎面積は 2,878.75 m²でございますので、基準の 1,220 m²以上を満たしている状況でございます。この専修学校に係る認可の手続きでございますけれども、今回の計画でご意見をいただきまして、学校開設年度 27 年度のその前年度 26 年度の 7 月末までに本申請の提出を受けまして、本審議会において意見を頂戴するという流れになってございます。

今申し上げましたとおり、当計画につきましては、設置基準を満たしているということから、県といたしましては専修学校設置の内容、計画は妥当と考えているところでございます。

なお、今後認可等の手続きの詳細でございますけれども、今回お諮りいたしました設置計画について審議会のご了解が得られましたならば、学校法人のほうでは教職員の採用、教育課程の編成等の開校に向けた具体的な準備に入ることになるものでございます。学校教育法第 130 条第 1 項の規定に基づく学校設置の認可申請につきましては、県におきまして改めて内容を審査した上で、審議会への諮問、答申という手続を経て認可という流れになっております。2 段階審査というものでございます。

最後に、社団法人岩手県専修学校各種学校連合会という任意団体がございまして、ここから設置に関して知事宛に意見書が出てございます。内容といたしましては、県内の専修学校の調和を基調として、適正な定員とされたいことというのが 1 点、あと過度な競争を意識させるような学生募集の自粛というふうなことが 1 点、その 2 点について意見書が県に対して出されているという状況でございます。県といたしましては、計画書の内容を設置基準に照らして審査するというものになってございますけれども、審議会のほうの

意見を伺いながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。ただいま協議内容の説明がありましたが、皆さんからご意見、ご質問を承りたいと思います。

○柏委員 これは新規ですね。学校ということで新規に設置したいということだと思っておりますけれども、私立学校審議会の参考資料の中に、私立学校認可事務取扱要綱というところの第2条の2の項目に「前項の学校設置計画書には」ということで、1項目から第8項目まで事務手続のところ、こういうことでやっていただきたいという事務手続認可をしてから今日の審議会になっているようですけれども、前ページの第9号議案のところの施設の概要等、例えば資産状況等々の記載とかありますけれども、新規の今回の第10号について資産状況とかというところの開示がないわけなのですが、一番初めに設置するという場合においては、審議会としても全くわからないものですから、情報をなるべく細かく開示して、資料を出していただきませんか判断ができかねます。この記載方法について伺いたいと思います。

昼間なのか、夜なのか、借り入れでやるのか、自己資本でやるのかとかというところ、ある程度のところを開示していただければありがたいと思うのです。この辺は記載する必要がないから出さないのでしょうか。説明していただきたいと思います。9号のほうにはきちんとある程度書いています。校地は、例えば借り入れだとか、自己資金だとか。

○佐藤会長 第2条の2項に列挙していますよね。この1号から8号まで列挙しているけれども、これら当然事務局で受けていると思うのですが、例えば趣意書とか何かですね。

○柏委員 それをきちんと書いていただいているかなと思ったのですが、これについては随分簡略に書かれているので、どういうことの審議をすればいいのかなと思っております。

○佐藤会長 どうぞ、お願いします。

○鈴木私学・情報公開課長 今回の説明させていただいた内容については、協議事項ということで、委員のほうをご覧になっているのは、次の2段階の審査の段階で説明をさせていただく内容になります。

ちなみに、14ページのところの収支予算の下のほうに、記載の内容の予算でございますと、例えば収支ベースで記載しているですとか、あと新設については全部自己資金でやるのか、最小限ではありますけれども、必要な情報については挙げさせていただいているところですが、確かにもっと詳しくということが趣旨かと思いますが、それは次の段階で、申請の段階でというふうな内容で整理しているところでございます。

○柏委員 概要だけしか出していないということですか。

○佐藤会長 確認しますが、今回は事前の協議ですね。そして、協議の後、認可までの間に、審議会に対して、もう一度さらなる協議というのはあるのですか。あとはもう認可の審議会にかかるのではないですか。

○鈴木私学・情報公開課長 次の2段階目は、認可の審議会になります。

○佐藤会長 だとすれば、柏委員が言ったように、認可だともう切羽詰まるというか、そうでなく、今の協議の段階で、もし支障がなければ知りたいのだけれどもと、こういうことではないですか。

○柏委員 そうです。特に審議ということですから、ある程度情報を細かく出していただ

かないと、協議のしようもないと思うのです。この2件については、特にそういうことでできるだけ開示していただくようお願いしたいと思います。できる範囲でいいです。

○佐藤会長 一関市の室根地区につくったときは、趣意書とかいろいろ出ましたね。

○柏委員 かなり出ました。

○佐藤会長 ああいう形で出るのではないかという意味です。

○鈴木私学・情報公開課長 全部出すということは想定していませんでしたし、中身がよくわからないというふうなことでしたので、その辺については検討させていただきたいわけですけれども、実質的には様式上はこういう記載内容で説明をさせていただいて、その中でご意見をいただくというふうなことでございます。例えばもう少しこの辺をというふうな意見がございましたら、その辺は資料を整えてお知らせするか、そういうふうな対応も含めて考えたいと思います。

○柏委員 やはり新規であり、きちっと情報を出していただいて、わかりやすく説明するというのが本来この審議会のあり方だというふうに私は思います。

○佐藤会長 今委員からお話あったように、設立者がどういう方で、どういう教育にかかわる仕事をほかに何かやっているかとか、そういうのもわかればいいし、実質審議する上で参考となるものを、事務局でこれは出したほうがいいかなというのをどんどん出してもらったほうがかえっていいですよ。今いみじくも委員からご指摘あった2条2項の1号から8号までは、恐らくここで計画書という形で県に届けられていると思うのですけれども、その中から要点というか、要領というか、それを見せてもらえば一番いいのではないですか。

○鈴木私学・情報公開課長 説明の内容がわかりにくいということでしたので、今説明を受けている内容がわかるものを皆様にお配りしたいと思いますので、ちょっと時間をいただきたいです。

(休憩)

○鈴木私学・情報公開課長 15ページをご覧ください。

○佐藤会長 議案の第11号について、設置予定日、設置者、設置場所も同じ場所ということですから、併せて説明いたしましょう。

○鈴木私学・情報公開課長 名称は大原スポーツ公務員専門学校盛岡校でございます。

今回の協議いたします内容は、学校設置の認可の前段階に当たります設置に関する協議ということでございます。それで、学校の設置計画についてですけれども、法人さんは先ほどお話しした東京に所在する学校法人大原学園。内容がスポーツ学科公務員系の学科を有する専修学校ということで設置計画がなされてございます。

校地、校舎については、盛岡駅西口西通ということでございます。同じ建物になります。設置の目的につきましても充実した高度教育環境を整備し、専門知識や能力の向上化を図り、多様化する産業界のニーズを受けとめられる人材育成を目指すとしております。

設置いたします学科は、スポーツ学科、修業年限2年、入学定員は40人、公務員2年制学科、修了年限は2年、入学定員80人、公務員1年制学科、修業年限1年、入学定員40人の3学科でございます。総定員につきましては280名という数字でございます。

計画では、教職員につきましては2年計画で採用を進めているということです。開設年度は、教員7名のうち専任教員6名、兼任教員1名、2年次には教員10名のうち専任9名、

兼任教員1名ということで見込んでおります。教職員8名、専任4名という基準は満たしているという状況でございます。

校地、校舎につきましては、同じ建物等になりますが、校舎面積は1,347.99㎡でございます。専修学校の設置基準、800㎡ということですので、これは満たしているというところでございます。

今後の専修学校の手続でございますけれども、今回の計画でご意見を頂戴いたしまして、学校開設年度、27年度になりますけれども、その前年度、26年度の7月末までに認可申請、本申請をいただくというスケジュールであります。認可申請に当たりましては、この審議会でご審議をいただくということになってございます。基準等から申しますと、設置基準については合致しているというふうな判断をしております。

○今西委員 大きな質問をします。多分東京が本部ですね。大原簿記情報ビジネスは多分全国展開されているのだろうと思うのですが、全国にどのぐらいの学校数があつて、充足率等はどうなっているのかおわかりでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 設置者であります大原学園さんですけれども、昭和32年に東京都で設立された学校法人であります。それで、全国に直営の学校が、専修学校が53校、高等学校が1校、幼稚園1校、各種学校1校というふうなことで設置しているものであります。北海道から福岡県まで15都道府県展開されているということです。

○佐藤会長 ちなみに、東北も、例えば隣県、秋田県とか青森県とか宮城県にもありますか。

○鈴木私学・情報公開課長 ございません。

○佐藤会長 ないのですか。

○鈴木私学・情報公開課長 はい。

○佐藤会長 東北で初のケースですか。

○鈴木私学・情報公開課長 そうなると思います。

○佐藤会長 はい、どうぞ。

○荻原委員 盛岡市内にいろいろな専門学校がございましてけれども、そこと競合するような学科を持っている、もともとある専修学校というのは2つですか。今ここで見る限りにおいては、次の第12号議案の岩手公務員&ビジネス専門学校とリンクする科があつたりするので、私は地元を大事にしたいと思っているのですけれども。

○鈴木私学・情報公開課長 公務員関係の専修学校ですと、上野法律ビジネス専門学校、盛岡市内というお話でしたので、あと盛岡公務員法律専門学校が公務員系の学科を持っていらっしゃる。そこのところは、定員数を上回る実員を受け入れている状況になります。

○荻原委員 経理とか介護福祉とか、何かいろいろ専門学校があるように思うのです。

○鈴木私学・情報公開課長 スポーツについては、ないと思いますけれども、商業系あるいは簿記とか、そういう系のものについては、ほとんどといいますか、県内に30ほどの専修学校がありますけれども、大体は福祉ですとか、同種の科を設置しているという状況はございます。

○荻原委員 大原簿記専門学校というのは、私も東京でいろんなところにあるのを見て、手広くやっているなと思っているうちに、私立学校の集まりで大原さんが高等学校を設置

するということで大変な騒動でした。私立学校側は戦々恐々としたのです。それが盛岡に来るといことは、私はある種の驚異を感じて、もともとある専門学校がこの少ない人口の中でと心配しました。

○柏委員 今回復興ということで、復興庁のほうは岩手県のほうに結構お金を出しているようですけども、震災から2年ということで、災害型都市、それからいろんなもの、各学校なんかもそうですけれども、被災した部分のちょっと足しにしているだけとか、子供たちをこれから育成するために、学校やるのだったらばちょっと助成しようかとかということで、今回の大原学園さんは何か補助金なり助成金をいただけるシステムになっているのでしょうかという素朴な質問をさせていただきます。

○鈴木私学・情報公開課長 現在も県内の専修学校で高校を卒業してから入る、いわゆる専門課程の部分については県の補助も対象になっていますので、1人当たり幾らという形で補助しております。毎年度予算要求をして、必要性なり理屈なりというのを判断した上でのことです。

○柏委員 施設整備についての補助金はありますか。

○鈴木私学・情報公開課長 ございません。
(部長退席)

○鈴木私学・情報公開課長 資料を配付しますが、個人情報ですとか、いろいろ入っていますので、回収させていただきます。ご了承ください。

○佐藤会長 はい。

それでは、柏委員のほうから1ページ目に目次が、添付書類のあれが出ていますから、どうぞこのことをもとにして、どこか説明求めたいところもしあれば、これで具体的な説明を求めているかがですか。

○柏委員 こういう資料を開示していただいて、ありがとうございます。回収されるにしても、非常にわかりやすいです。回収を前提として作っていただければ、逆にすごくわかりやすいです。一言お礼申し上げたいと思います。

(資料配付)

○佐藤会長 再開したいと思います。

○鈴木私学・情報公開課長 皆様には、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校の資料が配付されているということでよろしいでしょうか。

○佐藤会長 はい。

○鈴木私学・情報公開課長 まず、添付書類につきましては、1ページ目、様式第2号設立趣意書というものが書いてございます。まず、大原学園の変遷ということで、これまでの設立から現状の学校の数ということで、先ほどお話しありましたけれども、そういったことが書いてございます。

次に、盛岡校設置の趣旨ということで、通学のことですとか、あるいは分野、あるいはニーズといったものについて必要性といいますか、趣旨も書いているということでございます。

次に、特に設置を必要とする理由ということで、教育需要に関する調査のことですとか、学科の構成、特色、各コースの具体的な中身、何年学ぶのかとか、そういったところを順次書いているものでございます。

それで、様式3号のほうにまいりまして、設置計画の概要ということで、今これが皆様に資料をお配りしたもののベースになっている元データがこういったところから記載しているというものでございます。計画書自体を皆様に今お配りするということよりも県のほうで認可基準等がわかりやすいように整理して、資料として今回お配りしているものでございますが、ベースとなっているのはこちらの資料ということになってございます。あと、校具、教具の明細書ということで、こういったものを準備しているか、あるかというものを金額と数量、項目で整理しております。

様式第4号ということで、設立者、代表者の概要、あとは教育需要に係る資料ということで、マーケティングと申しますか、どのくらいの人を見込んでいるかといったものを様式第2号ということで整理しております。こういったことで多くの需要を見込んでいる、潜在的なものも含めてというのは当然ですけれども、こういったものをベースに設置を計画しているというものでございます。あと申請地の付近の案内図、平面図ということで、建物関係の資料も添付してございます。

様式7号につきましては、先ほども概要書、説明資料のほうにございますけれども、まさにそのとおり、ここから抜き取ったものを書いているということですので、この様式自体は空欄とか何かが多いのです。コンパクトにまとめると、皆さんのほうにお配りした資料のようなまとめ方になるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。様式第7号は、そういうものが書いてございます。

あと今回の申請に先立ちましては、当然法人の機関決定ということが必要ですので、その理事会の議事録ですとか、そういったものが資料として書いてございます。資料の概要は、以上でございます。

それで、今回お諮りするに当たりまして、資料を1枚コンパクトにまとめさせていただきましたけれども、ほぼこの内容のエキスの部分、重要な部分については漏れなく入れているという認識でございますので、お配りしている資料をもとに、いろいろご審議等いただければと思います。

○佐藤会長 さっき言った専修学校が50幾つあって、高校が1つあって、幼稚園があって、そういう経営している数が総体的にこうだというのは、これにありますか。

○鈴木私学・情報公開課長 設置趣意書の頭の部分、変遷のところの1の3ポツ目のところです。添付資料①にあります。

○佐藤会長 表ではなくて履歴ですね。今までの沿革。なるほど。定員と充足状況がわかればよろしいです。

○柏委員 昼間と夜間と行うのですか。

○鈴木私学・情報公開課長 専修学校については、カリキュラムと申しますか、授業時間の基準がございまして、それが基準を満たしていれば、何時に行っても、それを満たしているという状況です。

○柏委員 夜間部もあるということは、フレキシブルにある程度学ぶことができるというふうに思いますけれども。

○鈴木私学・情報公開課長 専修学校さんのニーズと申しますと、夜間のニーズというのは、社会人さんも含めて、あとは大学に通いながらあわせて通う人もいらっしゃるかと、いろんなニーズがあると思いますので、そういったものに対しては当然いろいろ考え

ているというのはそのとおりだと思います。

○**柏委員** 高卒の方を対象とするのですか、中卒の方を対象とするのですか。

○**鈴木私学・情報公開課長** 専修学校といいますのは、中学校を卒業した方が入る部分もありますし、高校卒業した方もありますし、あと資格が特にない方というのがあります。今回の場合には高校卒業をした方が対象になってまいります。

○**鈴木私学・情報公開課長** 専修学校の資料をお配りしておりますけれども、基本的に専修学校の中には専門課程と高等課程と一般課程という3つございまして、その中で専門課程というのが高等学校卒業者と3年制の高等専修学校卒業者が資格を持ち、高等専修学校は高等課程といいますけれども、それは中学校を卒業した方が資格を持つ、そして一般課程というのは特に資格要件がないということでございます。今回は、専門課程ということで、高等学校卒業以上の方が入ることを想定した学校ということでございます。

○**柏委員** 大検の方も当然大丈夫ですね。

○**鈴木私学・情報公開課長** 高卒以上であれば、そういうことになります。

○**佐藤会長** スポーツ学科というのは初めてですね。岩手県内にないですね。

○**鈴木私学・情報公開課長** そうです。

○**佐藤会長** スポーツ学科というのは、何を勉強するのですか。

○**鈴木私学・情報公開課長** 学科のほうの中身は、具体的にどういうものか簡単に説明させていただきますと、スポーツ学科といいますのはスポーツ医学やスポーツ栄養学などの専門知識のほか、販売、経営管理やスポーツ販売実習などのビジネスというものを学ぶということです。卒業すれば、例えばスポーツトレーナーなど専門特化した職業ですとか、スポーツクラブですとか、あるいはトレーナーとか、あるいはスポーツショップの販売とか、そういったスポーツ系のところに就職するというふうなことでございます。公務員系の部分につきましては、もちろん公務員を目指しての受験といいますか、試験を目指して勉強するというところで、1年、2年というふうに、コースが分かれているものがありますけれども、初年度に受けて、例えばうまくいかなかった場合には翌年もということで、そういうカリキュラムを組んでやるとかということでコースが1年コースと2年コースに分かれているというものでございます。

○**大槻法務学事課総括課長** スポーツ公務員となっておりますが、学科のほう見ていただければ、スポーツ学科と公務員学科と別れているものです。

○**大森委員** 親の立場になってしまって申しわけないのですけれども、やはり設立の目的の中に産業界のニーズとありますけれども、やっぱり少子化で生徒を必要としているのだなというのがありまして、この学校としてニーズがあったとしても、ここを卒業した後、この子供たちが、この配られた資料の中には100%責任を持って就職率が高いということをおうたっておりますが、すごく地元志向の子供たちがふえ、岩手に残りたいという子供たちがたくさんいると思いますから、こういう学校ができれば多分行きたいお子さんたちも多いと思います。

ただ、卒業したときの受け入れ先ということを考えると、学費もすごく高いですね。配られた資料の様式第7号にありましたけれども、1年からでしょうか、62万、12万、ざっと計算しても約100万ぐらいかかる学費の中で、それはちょっと慎重に選択していかないといけない問題なのではないかなと思います。そういうことをすごく心配しています。

先ほどの復興のことがすごく気にかかって、被災地の子供たちが、こういう言葉を使うのはすごく嫌なのですけれども、何かそういう経済的なターゲットにされてしまったというのがすごく心配するところです。本当に学ぶチャンスは幾らあってもいいと思うのですけれども、本当にここを卒業した子供たちのことを考えると、地元きちんと就職できるのかということもすごく心配です。職種も見ると、なかなか岩手県では難しいような職種もたくさんありますし、本当に子供たちがもし岩手県に残って、岩手県で働きたいという子供たちのそういう思いをかなえてくれる学校であればいいなというふうに思います。

○佐藤会長 ございませんか。今のそういうご意見があるわけですが。

○今西委員 今卒業生の話が出まして、ここは学校法人だけの話になっているのですが、例えば株式会社としてこの関連会社があって、そこで受け入れているというようなことはあるのでしょうか。

○鈴木私学・情報公開課長 系列会社ということですか。

○今西委員 系列会社というか、同じ系列者であって、こっちは学校法人ですから、学校法人関係のしか出てこないのでしょうかけれども、別会社の例えば株式会社持って、スポーツ店とか、あるいはスポーツクラブとか、あるいは介護施設をやっているとか、そういうことはありますか。

○鈴木私学・情報公開課長 そういうお話は聞いておりません。

○佐藤会長 なかなか私立学校の審議会が知事から諮問あったものに対する判断するわけですけれども、今のような思惑的な、例えばさっきから話が出ている高等学校の場合に、いや今こういう少子化というか、子供の数がどんどん減っている時期に、定員を増やしてもらわれたら、とり合いつこになって困るではないとか、いろいろ思惑はあつたりするのだけれども、一方では学校を作って、そして子供たちの、あるいは親たちのニーズにお応えしようという、その場の提供だという、そういう姿勢で学校法人は臨んでくるという、なかなかその折り合いは難しいわけだけれども、ですから審議会についてはそれを先ほどから話あるように、基準を満たしておれば、これは認可せざるを得ないとか、あるいはこれは協議の段階ですから、言ってみれば、この協議はオーケーが出るということは建物を作ったり、あるいは教員を集めたり、そういうことで実質上の認可に等しいような状況です。ですからさっきからこういうのはやっぱり必要なのだよというのはそういうことだと思ふのだけれども、そこでの審議というのは慎重審議しますけれども、一方で例えば授業料が高いと、あるいは特色ある教育もろくにしないでどうなのだと、そういうのは学校間の今度は建学の精神であつたり、あるいは自分たちの努力の結果で、それがもし受け入れられなければ、誰も生徒は入らないわけですから、必然的に経営も困ることになります。これは経営努力を怠ったことの結果になりますけれども、それとまたそこまで見越して、いや今の状況からして認可すべきか、どうかというのはかなり面倒なのだけれども、これは今の仕組みからすると難しいのではないかと思うのですが、県の方はこの辺どうですか。

○根子総務部副部長 はい。さっきの部長の答弁にもありましたように、このいわゆる専修学校についても同じ、例えば定員の調整という仕組みにはなっていない。その上で、基準の中で適合しているかどうかというような判断をしていくのかなと思います。ただある程度やっぱりいろんな事情がある中で、こういうことも考えたらどうだろうかというよう

なご意見というのはあるのかなとは思っていますが、設置する、しないという話になれば、ある程度そういった基準の制約の中で考えざるを得ないと。

○佐藤会長 確かにそうだけれども、設置しようとする人に対して、広く意見として、いや、岩手県内の子供の状況からすれば、これは難しいとか、あるいはさっきお話あったように、これは余りにも高額過ぎて、授業料のほかに施設整備費であるとか、いろいろなものを加算すると100万円超えるというのはなかなか難しいよとか何かという、そういう意見は述べられるのでしょね。相手が聞くかどうかは別ですけども。

○根子総務部副部長 そういうお話があったということだけです。

○佐藤会長 指導というよりももっと何というか、アドバイスですよ。というのは、やっぱり県からすれば、設置してもらう以上は県のためというのはおかしいけれども、県にとっては選択肢が増えることであるし、いいことだという面もありますよ。

一方では、逆にできた途端に経営破綻した、あるいは経営がうまくいかない。では、撤退だというふうになられてもまた困るわけです。その辺、企業誘致ではないけれども、同じようなこと言えると思うのだけれども、その辺のところは、さっきも言いましたけれども、我々からすればその判断はしかねるし、できない。与えられた権限でもありませんので、できないですけども、県側からすれば、そういう話は当然相談受けたときはいろいろ議論すべきだし、またすべきだと思うのです。我々からすれば、いずれ設置を満たしているということを言われれば、それは、では進めるのもやぶさかではないねと、しょうがないねと、こういうのもあるだろうし、認可せざるを得ないということになると思うのですけれども。

○久保委員 先ほどからいろんなお話出ているのですけれども、私の委員としての推薦母体は岩手県専修学校各種学校連合会なのです。やっぱり会員さんといろいろ会う機会ございますから、情報交換なんかさせていただくのですけれども、どこの学校さんも悩みの種は募集のことで苦慮しているのです。ですから、ある一部の学科は定員を満たしているところはありますけれども、まず大半が充足してないというのが現実ですし、あとここで介護のことも随分いろいろ出ていましたけれども、介護というのは特に今離職者制度というのがありまして、社会人で離職した方が専門学校に入るという制度があります。それで何とか、定員まではいかないのですけれども、何とか何とか保っているという現実なところがございまして。そういう現実を踏まえた中で、私は委員として発言させていただくのはやっぱりこれからも、幼稚園もそうなのですけれども、もう少子化で非常に悩んでいるわけです。この傾向は、もう今後も続くと予想される中で、やはり適正規模というのをまず一つ考えていただきたい。

それから、もう一つの意見としては、岩手県の専修学校と各種学校は、みんな連合会に加盟しておりまして、いろいろな問題を協議したり、あるいは何かで協力し合ったりしているところもありまして、みんな足並みをそろえているわけです。ですから、大原さんもぜひ盛岡で学校建てられるとなりましたら、ぜひ連合会にお入りいただいて、足並みをそろえていただきたい。この2点について述べさせていただくと。

○佐藤会長 今久保委員さんからお話がありましたけれども、恐らくそれは入るかどうかわ、これもいわば学校間の仲間の話し合いですよ。当然そこにはどうぞということでお誘いするのでしょし、入ってもらえるかどうか。

それから、定員についても足並みそろえるとか、お互いが将来にわたって長く安定的に経営するためにもそこは中で話し合いはしているということですね。

○久保委員 そうです。募集に関してはですね。

○佐藤会長 これは、幼稚園も、恐らく高等学校も中でやっていると思いますけれども、そういうのを経ながら来ていると思いますけれども。

○鈴木私学・情報公開課長 事務局のほうから一言お話ししておきますけれども、審査基準なり設置基準に合致していれば、まず認可という流れというのはそのとおりでも、今回の審議会でいただいた意見についても申請者には大体伝えているという状況ですので、審議会としての意見はそういった形で述べさせていただきます。

○佐藤会長 そうですね。そういういろいろ各委員から、いわば審議の過程の中でいろいろな意見が出ていますので、そのこと要点を整理して伝えてほしいと思います。

膨大な資料を急遽増刷りしてお配りしてみたわけですが、なかなか読みこなすには大変で、逆に言えば、随分資料づくりがなれているところかなという印象を受けるわけですが、そういうような意味でしっかりはしていると思いますけれども、ただ一方では数の問題で一遍に600人ぐらいふえるわけでしょう、2つ合わせるとですね。そういうのは、なかなか同じ学校の中では難しい運営が将来にわたってかなり厳しい状況は予想されます。

いろいろ意見ありましたけれども、そういうことで、資料もお返ししなければならないということのようですが、何かこのほかに別な情報が入ったり、何かあればその都度連絡いただければと思います。

どうですか、これを事前協議ということですが、認可ではありませんけれども、協議ということで、これは計画そのものを認めるという方向で了承してはいかがでしょうか。何かご意見ありますか、いろいろ意見はありますけれども。10号と11号の2つです。2つ一遍というのも今まででも余り聞かないですよ。2つの学校を一遍に作りますと。しかも、定員がこんな感じですよというので、なかなかそう簡単に作れるものだろうか。しかも、対象は、同じ岩手県内の子供たちですからね。18歳を超える子供たちの数は、ほぼ横ばいというか、ここ何年かは横ばいするようですよけれども。

では、事前の協議は了ということによろしゅうございますか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 では、そういうことで、10号と11号については協議そのものについて計画を了とするということにいたしましたと思います。

議案第12号 専修学校の設置計画について

学校法人コアトレース 岩手公務員&ビジネス専門学校

○佐藤会長 それでは、次に、議案の第12号、専修学校の設置計画についてで、これも事前の協議で26年の4月1日が開設予定になっておりますが、説明をお願いいたします。

議案第12号、26年の4月1日ですね。では、議案の12号について説明願います。

○鈴木私学・情報公開課長 それでは、議案第12号について、資料の17ページをよろしくお願いたします。あわせて、今お配りしましたのが学校設置計画書等でございます。

○佐藤会長 この12号については、久保委員のところになりますね。そうすると、ご存じかとは思いますが、私立学校審議会委員の自己の関係する学校についてというこ

とで、議事、議決に、ご案内のとおりだとは思いますが、委員の皆さんにもお話申し上げますが、これは久保委員と関わりが深いということで、議決という判断するときは、そのときは席を外していただくということで、あとその前は今までどおり意見を交換し合うということにしたいと思います。

では、説明をお願いします。

○鈴木私学・情報公開課長 岩手公務員&ビジネス専門学校の設置計画についてご説明申し上げます。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たります設置計画の協議ということでございます。先ほどの案件と位置づけは同じでございます。県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、設置基準等に沿っているということで、今回皆様に認可相当ということでお諮りする、了承ということで県としての判断をお伝えした上でご意見をお伺いするものでございます。

内容についてご説明いたします。学校の設置を計画しておりますのは、学校法人コアトレースでございます。公務員系の学科を有する専修学校といたしまして、岩手公務員&ビジネス専門学校ということで設置するものでございます。

校地、校舎の場所は、盛岡市菜園となっております。同じ場所には、同法人が設置しております菜園調理師専門学校、盛岡社会福祉専門学校がございます。今回校舎の増築及び改築を予定しております。

設置の目的は、高度で幅広い知識と技術を有する次代を担う人材を育成し、地域社会に貢献するとされております。設置する学科につきましては、公務員ビジネス学科、修業年限2年、入学定員40人、それと公務員教養学科、修業年限1年、入学定員40人、2学科でございます。総定員は120人となっております。委員の皆様には、8月30日付の開催案内でお知らせした際には、定員の記載が間違っておりましたので、そこも訂正させていただきたいと思っております。正しくは、議案のとおりということで、公務員ビジネス学科の総定員は80人、公務員教養学科の総定員は40人、計120人ということでございますので、この場をお借りしておわび申し上げますとともに、訂正をさせていただきたいと思っております。

計画では、教職員は1年目で採用していくこととしており、教員15名のうち専任教員が5名、兼任教員が10名ということで、教員数4名以上、うち3名以上という基準に達しているという状況でございます。

校地、校舎につきましては、校舎面積は803.17㎡でございますので、400㎡以上という基準を満たしているものでございます。今後の手続につきましては、学校開設年度、26年度でございますので、前年度、来年度の7月末までに本申請を受けまして、審議会において認可申請についてご意見をいただくという流れになってございます。

県といたしましては、専修学校設置の今回の計画については妥当というふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただいま説明があったわけですが、この案件に係る設置者が久保委員でありますので、久保委員から事務局通じて事前に説明したい事項があるということですので、この場でよろしいですか。それとも、質問に対するお答えという形にしますか。どうぞ。

○久保委員 退席をしなくていいのですか。

○佐藤会長 いえ、よろしいです。退席は、あくまでも議決というときです。

○久保委員 はい、わかりました。

○佐藤会長 どうぞ、説明がもしあれであれば。

○久保委員 説明は特にございません。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 それでは、質問があって、その質問で久保委員から直接伺いたいことがもしあったらこの場で。久保委員、よろしいですね。

○久保委員 はい。

○佐藤会長 久保委員からもお答えいただくということで。あとは事務局からこれまでどおり説明いただきます。

では、何かご質問あるいはご意見等あれば、お伺いしたいと思います。何かございせんか。

いつもと違って、久保委員がおられる、本人がおられるので、いろいろ質問、どうぞ逆に理解を深めるかと思えますから、ご質問どうぞ。あるいはご意見でもよろしいですが。もしなければ、久保委員にちょっと座を外していただいて、そして結論出したいと思えますが、よろしゅうございせんか。であれば、よろしいですか。恐れ入ります。

[久保委員退室]

○佐藤会長 何かご意見あるいはご質問ございせんか。もしなければ、このとおり原案どおり計画を了承するというのでよろしゅうございせんか。

どうぞ。

○咲間委員 質問ではないのですけれども、こういう場合は、やはり公平さを欠いてはいけないと思うのです。だから、最初からこの議決の前から退席していただかないと。

○佐藤会長 それで、今ご本人からの何か説明もあればということでお伺いしたらないと。

○咲間委員 でも、その説明を1人にだけ聞くというのは公平性に欠けると思うのです。やはり大原学園だって説明をしたかったもしれませんし、そういうことを考えるとこういう場合、この中に委員がいて、それを審議する場合は最初から退席していただいたほうがいいのではないかと、私は公平さに関して、委員の方が皆質問し、説明したら、それなりに私たちは納得しますよね。それを皆さんがしたいのではないですか。

○佐藤会長 そうです。そのとおりです。

○咲間委員 だから、こういう場合は、私は最初から公平さを欠かないように、本人は退席すると言ったわけですから、退席のほうがベターだと思います。今後気をつけていただきたいです。

○佐藤会長 はい、わかりました。それでは、今退席されていますから、この場でもう一度改めてご質問あるいはご意見があればお伺いします。いかがですか。

もしなければ、これを了とすることでよろしいですか。今、咲間委員からご意見ありましたが、そのとおりで、初めから退席させてやったほうがよかったかもしれませんが、今おられませんので、もしあればと思いましたが。

では、よろしいですか。

「異議なし」の声

○佐藤会長 では、原案どおり計画を了とすることにしたと思います。

それでは、そういうふうにしたいと思っておりますので、久保委員をどうぞ。

[久保委員入室]

○佐藤会長 久保委員が戻りましたので、久保委員に了ということで、そういう結果になりましたので、お伝えします。

○久保委員 ありがとうございます。

6 報告事項

(1) 平成 23 年度第 3 回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(2) 北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会の概要について

(3) 東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況について

○佐藤会長 それでは、6 の報告事項、これを一括、事務局のほうから報告していただきます。

○四戸主任主査 事務局、四戸です。報告事項 1 から 3 につきまして、簡単にご説明させていただきます。

報告事項の 1 つ目、平成 23 年度第 3 回私立学校審議会答申に係る認可事項についてということで、千厩小羊幼稚園の収容定員に係る学則変更の認可につきましては、さきの 3 月 28 日の審議会で認可を決定とする旨、皆様から答申をいただいております。それをもちまして、3 月 30 日付で認可いたしましたことをご報告いたします。こちらに関しましても災害で被害を受けまして、今新園舎を建てかえておりまして、11 月下旬には工事が完成する見込みとなっております。併せてご報告させていただきます。

次に、2 ページごらんいただきたいと思っております。報告事項の 2、北海道・東北・新潟県の私立学校審議会協議会の概要についてでございます。これは去る 8 月 3 日、山形県で行われまして、咲間委員とともに行ってまいりました。議案については、次のとおりでございますけれども、私どもの県からは 4、(1)、ウ、財団法人の準学校法人化認可基準についてということで提案をさせていただきました。これは、各審議会で今いろいろホットな話題等の意見交換会ということになっておりまして、今公益法人制度の移行の中で準学校法人の認可について、各県の状況を伺いたいということで、提案したところでございました。

報告事項 3、東日本大震災津波からの私立学校の復旧・復興状況についてということで、現状についてお知らせいたします。1 番で被災状況、これは 1 月末の現段階の状況でございましたけれども、私立学校において人的被害、亡くなった方もいらっしゃいます。物的被害につきましては 64 校ございました。そのうち沿岸 10 校ございましたけれども、今の復旧状況が 2 でございます。

2、実際に被害を受けた 64 校のうちまだ復旧が終わっていないというのが 6 園校、沿岸のほうは 3 園でございます。未復旧の学校の状況につきましては、それぞれのところ掲載しておりますが、主なところで申し上げますと、②の高田幼稚園につきましては今休園中になっておりますし、③のみどり幼稚園につきましては仮園舎で開園中でございまして、新園舎については、町の復興スケジュールと連携して進めざるを得ないということで、本年度の災害復旧の見込みは立っていないところでございます。

次、割愛させていただきます。3 番の復興支援につきまして、平成 23 年度に補正予算等

でいろいろ復興支援事業を進めております。まず、第1点目の就学支援につきましては、授業料の負担減免ということで被害に遭われた、被災された方の入学選考料等々を、各学校設置者が減免を行った場合に、その学校設置者に対し、補助する制度というものを設けております。また、イについては、新規事業でございます。いわての学び希望基金ということで、皆様からいただいたご支援を基金にいたしまして、遺児、孤児の方に対し、あるいは低所得者の方に対しまして、次のページになりますけれども、教科書、制服購入費、修学旅行費を給付しております。特にも私立学校につきましては、修学旅行が海外初め、さまざまところに参りますが、基本全額支給という制度になっています。ウの緊急スクールカウンセラー派遣事業につきましては、これは被災した幼稚園等に対して、心のケアを行うということで県の非常勤職員扱いでスクールカウンセラーを配置しております。また、②としまして高校につきましても就職対策ということで6月から2つの高校に対して就職支援員を配置しております。

(2)で、これは学校に対する経営支援ということで災害復旧に係る支援ですとか、生徒さんが減少したことに対する支援ですとか、ウの被災園舎の改築支援等々につきまして様々補助事業を行っているところであります。引き続き、復興支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご報告いたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。今の件で、何か質問等ございますか。

「なし」の声

○佐藤会長 それでは、これをもって終わりたいと思いますが、それでさっき咲間委員からお話あった件で、それで私立学校法の規定によりますと、私立学校法ではまず今の久保さんのような場合には退席いただきます。ただし、議事であって、意見を述べることはできるという規定がありまして、それからもう一つは審議会の私どもの運営規程の中には申し出によって発言を聞くというふうになって、議決には加わることができないと、こういう形になっていますので、これからは皆さんも各私立学校、高等学校の場合もありますし、幼稚園の場合もありますし、いろいろありますが、そういう場合にはそういう取り扱いになるというふうに、今あらかじめこの私立学校法等運営規程によれば、そのような扱いになっているようですので、念のためもう一度申し添えたいと思います。

7 その他

○佐藤会長 それで、あと事務局から何かございますか。

○鈴木私学・情報公開課長 平成24年度、今年度の第2回の審議会の日程の関係でございますけれども、25年の3月ということで予定させていただきたいと思います。時期が近づきましたらば、具体的な日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○佐藤会長 会長に皆さんからご推挙いただいてついたものの、なかなか不手際がありまして、予定の時間をかなりオーバーしてしまって、各委員の皆さんにはこれからご予定もあったのではないかとということで大変申しわけなく思っておりますが、長時間にわたって本当にありがとうございました。

きょうは、これをもって閉めたいと思います。ありがとうございます。

8 閉 会

○佐藤会長 部長さん、どうぞ。

○根子総務部副部長 今日は、長時間にわたってありがとうございました。審議に当たりましては、資料、ちょっと不手際で資料が十分でないということがございまして、ばたばたしてしまいました。大変申しわけありません。以後、こういうことのないように、資料を検討してお出ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤会長 特に協議の時はそうですね。事前協議というけれども、例えば事実上の認可のときは、確かに事前協議でいいよと言われていて、認可でだめと言われたら大変です。ですから、事前協議が事実上の審査だということになると、設置計画書が出ているわけですから、設置計画書に基づいて事前協議の案件としてかければいいわけで、むしろ計画書を出したほうがいいのではないのでしょうか。検討してみただければいいなと思います。ありがとうございました。

○四戸主任主査 では、以上をもちまして平成 24 年度第 1 回私立学校審議会の一切を終了いたします。ありがとうございました。